

**ベトナム
ビジネススタディツアー
募集要項**

～対象分野：農業・水産、防災～

2026年7月

独立行政法人国際協力機構

東北センター

1. 概要

JICA は開発途上国の多様な課題解決に資するため、日本の民間企業が持つ様々な製品や技術を活用すると同時に、日本の地方創生にも貢献すべく、中小企業・SDGs ビジネス支援事業（略称、JICA Biz）を展開しています。

この普及促進の一環として、東北域内の企業の方々に、より具体的に開発途上国のビジネス環境を知っていただく、加えて、現地企業関係者の方々とリアルな交流や関係づくりに資するような機会をご提供すべく、ベトナムへのビジネススタディツアーを実施いたします。

ベトナムは、若い労働力に支えられ、製造業を中心に外国投資が進み、近年は年率6~8%程度の堅調な経済成長を続けています。産業構造はサービス業、工業・建設業、農林水産業が中心で、グローバルなサプライチェーンの重要拠点としての存在感を高めています。日本との経済関係も密接であり、主要な投資・貿易パートナーの一つであるとともに、親日的な国民性や人的交流の蓄積を背景に、日本企業にとって比較的ビジネスを展開しやすい環境が形成されています。

さらなるベトナムの持続的な発展に向けて、JICA は、①成長と競争力強化（市場経済システムの強化、産業競争力強化としての農林水産業の高付加価値化、産業人材育成等）、②脆弱性への対応（環境問題、災害・気候変動等への脅威への対応等）、③ガバナンス強化（人材育成等を通じた行政組織の合理化・効率化等）に重点を置いた協力を実施しています。

ビジネススタディツアー参加を通じて、ベトナムにおける市場の可能性と社会課題を現地で体感し、ビジネスチャンスの種をつかんでいただくことを願っています。皆様の積極的なご応募をお待ちしております。

2. 本ツアー参加のメリット

- (1) 現地企業や関係機関との面談、事業視察等による情報収集を通じ、ベトナムの経済動向、ビジネス展開ニーズ、マーケットポテンシャル、社会課題等の現状を現地で直接体感する機会が得られる。
- (2) 現地企業等関係者との交流やネットワーク構築の機会が得られる。

3. スケジュール

- (1) 派遣先：ベトナム国ハノイ、カントー、ホーチミン
- (2) 現地活動期間：2026年11月16日（月曜）から20日（金曜）まで
※現地集合・現地解散
※日本⇄ベトナム間の移動期間を除く

4. 募集対象及び人数

東北域内の民間企業、企業支援機関・金融機関等 10名程度
（現地では JICA 職員が同行します）

5. ツアー対象分野

- ・ 農業・水産（ハイテク農業、循環型農業、低排出農業、高付加価値化等）
- ・ 防災（早期警戒システム、現代的災害管理、気候変動対応能力向上等）

※上記以外の分野にてビジネスを検討する民間企業もご応募可能です。応募の際は、ツアー訪問先は上記分野が中心となることをご理解ください。

6. 行程イメージ

日付		内容	
11/15	日		移動（日本出発地→ベトナム・ハノイ）
11/16	月	午前	集合 ※プログラム開始 JICA ベトナム事務所 （ODA 全般、JICA Biz 事例、農業・水産の課題・ニーズ等）
		午後	ジェトロハノイ事務所 （経済事情・慣習、分野関連情報、投資環境・規制、支援内容等）
11/17	火	早朝	ローカルマーケットにて市場調査 （食品や植物・種等を取扱う市場にて品種、品質や価格等を調査）
		午後	農業環境省（防災セクター）、JICA 防災アドバイザー （日本側参加企業から製品・技術紹介、JICA 事業紹介、関連施策やニーズに関する意見交換等）
			JICA Biz 実施企業（エネルギー、農業等） （JICA Biz 事例 [太陽光発電・蓄電機材]、現地ビジネス [エネルギー、スマート農業] 紹介、意見交換）
11/18	水	早朝	飛行機での移動（ハノイ→カントー）
		午前	カントー大学（農業、水産・養殖、環境分野） （JICA プロジェクト概要、日本企業との連携事例、養殖場・実験室の視察等）
		午後	ホーチミンへ移動
11/19	木	午前	ホーチミン日本国総領事館 （農業・水産ビジネスのトレンド、ニーズ、日本企業支援窓口サービス等）
		午後	ベトナム日本人材開発インスティテュート（VJCC） （現地人材・企業育成等の事業、日本企業向けサービス紹介等）
			現地企業とのビジネスネットワーキングイベント、懇親会 （日本側参加企業との連携を希望する現地企業との交流会）
11/20	金	午前	ホーチミン日本商工会議所 （ビジネス環境、日本企業の動向、意見交換）
			ローカル企業訪問（農業・水産、防災関連）
		午後	解散 ※プログラム終了
		夜間	移動（ベトナム・ホーチミン→翌日 日本着）
11/21	土	午前	日本到着

※本ツアーの前後に自社負担により別日程を追加することは任意となります。

7. 参加費用

- (1) JICA が負担する費用（JICA にて手配・負担いたします。）
 - ① 現地での宿泊費（11月15日チェックインから20日チェックアウトまで）
 - ② 現地視察にかかるベトナム国内での移動費等
- (2) 参加者にご負担いただく費用（上記7.(1)以外の費用、以下は主要な例）
 - ① 航空賃（ツアー開始日に間に合うように、出発到着地：日本国内⇄現地までの往復航空券をご自身で手配いただきます。）
 - ② 居住地⇄出発到着地（日本国内の空港）の日本国内移動に係る費用
 - ③ ベトナム国内の移動（プログラム外の自由時間における移動等）
 - ④ 旅券申請に必要な書類等（戸籍抄本、写真等）の取得経費
 - ⑤ 海外旅行保険の加入経費
 - ⑥ 現地での食費（プログラム内でJICAが手配するものを除く）等

【留意事項】

- ・本ツアーは現地集合・現地解散です。集合場所までの往復移動手段（航空券・タクシー等）、飲食代、海外旅行保険等は参加者各自での手配・費用負担をお願いいたします。
なお、事務局と同じフライトを手配された場合は、日本国内から現地まで一緒に行動することも可能です。
- ・航空券等の手配は、参加確定の連絡を受けてから開始してください。
- ・現地での宿泊費や現地視察にかかるベトナム国内での移動費はJICAが負担しますが、ツアー参加キャンセルによりキャンセル料が発生する場合は、ご負担をお願いする場合がございます。
- ・集合場所はハノイ市内のホテル（後日決定次第案内）を、解散場所はホーチミン市内を予定しています。

8. ご応募いただける団体・企業の方

原則、以下すべての条件を満たす組織・企業所属の方を参加対象とさせていただきます。

- (1) 東北域内の企業等（本邦登記法人）は、今後ベトナムを対象としたJICA Bizへの応募を含め、ビジネスを検討していること（別の法人へのコンサルテーションを主目的としたコンサルタント等、ベトナムでの自らのビジネスを目的としない企業は対象外です）。
企業支援機関及び金融機関は、ベトナムでのビジネスを検討する個別企業の支援を実施中あるいは今後予定していること。なお、支援する個別企業と共にご応募いただくことを強く推奨します。
- (2) 2026年度JICA Bizに応募する予定がないこと。透明性・中立性の確保の観点から、公募期間中に開催される本ツアーへの2026年度JICA Biz応募企業

の参加は認められません。

- (3) 次リンク先の中小企業・SDGs ビジネス支援事業の「[応募・実施条件等及び募集要項に係る同意書](#)」の 10. に定義する反社会的勢力に合致しない企業・団体であること。
- (4) 帰国後、JICA や業界団体、地元経済団体が開催する国内セミナー等で、ベトナムの社会課題等について情報発信できること。また、ベトナムでのビジネスアイデアや今後の検討ポイントをまとめた簡易な報告書（視察報告会資料）を提出いただけること（ご検討中のビジネス内容の保秘については ご相談可能です）。
- (5) 参加者向け事前オリエンテーション及び現地視察、帰国報告会の全行程に参加可能であること。
- (6) ベトナムの事情（道路状況や衛生環境等）を勘案した上で、全行程に参加可能な健康状態であること。
- (7) プログラム参加の意欲・熱意・協調性があること。
- (8) ツアー参加に際して海外旅行保険に加入いただくこと。（JICA にて推奨される保険を紹介可能。）
- (9) 趣旨をご理解の上で、費用のご負担と、渡航に係るご準備をご自身で手配いただけること。

※ツアーには通訳が同行いたしますので、英語・ベトナム語力は必須ではありません。

9. 応募および実施までの流れ

(1) 応募方法

JICA ホームページの参加申込フォームより必要事項をご記入ください。

【企業用】 <https://forms.cloud.microsoft/r/Jrkk48w6M8>

【企業支援機関・金融機関用】 <https://forms.cloud.microsoft/r/WTFtwZ1QPQ>

応募期限：2026年8月21日（金）18時（日本時間）まで

(2) 応募時の留意事項

原則1社から1~2名の応募とさせていただきます。

(3) 選考について

- ① 募集人数を上回る応募があった場合には、JICA 側で選考をさせていただきますので、予めご了承ください。
- ② 選考結果は2026年9月中旬までにご応募いただいた方にお知らせいたします。
- ③ 選考は参加申込フォームに記載していただく以下の内容を基に行います。
 - ・ 会社概要
 - ・ 本スタディツアー参加者情報
 - ・ 参加理由
 - ・ ベトナムで考えられるビジネス内容 等

10. 全体スケジュール

- | | |
|--------------------------|-------------------------------|
| ・ 7 月中旬 | 参加者募集開始 |
| ・ 8 月 5 日（水） 16 時～17 時 | 募集説明会（オンライン） |
| ・ 8 月 21 日（金） 18 時 | 応募締切 |
| ・ 9 月中旬 | 参加企業等決定、渡航手続き開始 |
| ・ 10 月 15 日（木） 15 時～16 時 | 参加者向け事前オリエンテーション（オンライン） |
| ・ 11 月 16 日（月）～20 日（金） | ツアー実施 |
| ・ 12 月 3 日（木） 15 時～17 時 | 帰国報告会（ハイブリッド）
対面会場：JICA 東北 |

11. 問い合わせ先

JICA 東北 市民参加協力課 ベトナム・ビジネススタディツアー担当
問合せフォーム <https://forms.office.com/r/HsCRWCg7pw>

12. その他

(1) 本スタディツアーの位置づけについて

本スタディツアーは、上述のとおり JICA Biz への応募促進等を目的の一つとしたものですが、本スタディツアーへの参加自体が同支援事業の応募審査にあたっての加点要素となることはありません。

(2) 参加者の不正行為防止について

本ビジネスツアー参加者は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役員倫理規程（平成 16 年規程（人）第 28 号）に基づく「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」の遵守をお願いします。また、不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、調査団参加者は特に以下の点に留意願います。

- ① 外国公務員等に対して調査団参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本調査の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。

(3) 個人情報の扱いについて

- ① 応募書類は本スタディツアーの審査、派遣決定後の各種手配にのみ使用します。応募書類に含まれる個人情報等は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に従い、適切に管理し、取り扱います。ただし、応募書類と同時にご提出いただく連

絡先については、JICA Biz に関するアンケート等へのご協力を依頼する際に利用させていただくことがありますので、予めご了承ください。

- ② 応募書類は募集要項、同添付資料、関連する JICA ウェブサイト掲載情報等を理解・同意の上作成、提出されているものとします。なお、提出された応募書類の返却はいたしません。JICA で一定期間保管後処分します。

以 上

【参考資料】

- ・ [JICA の実施中プロジェクト地図](#)
- ・ [ベトナム：注目分野（農業分野）](#)
- ・ [ベトナム：注目分野（防災分野）](#)
- ・ [ベトナムにおける JICA の防災分野の協力](#)
- ・ [カントー大学プロジェクト（円借款・技術協力プロジェクト）](#)